全国建設労働組合総連合（全建総連）
〒169-8650　東京都新宿区高田馬場2-7-15
TEL 03-3200-6221（代）　FAX 03-3209-0538

2014.5.7.10,000

国交省も推進！

「賃上」社会的公認！

大手建設団体推進！

『正当な賃金』と『法定福利費』をしっかり請求しよう！

全国建設労働組合総連合

なぜ、賃上げ？

技能労働者の減少に歯止めを！待遇改善へ「賃上げ」スタート！

「正当な賃金」も「法定福利費」も
しっかり請求しよう！

国交省は「法定福利費」を含めた適切な賃金支払いを要請

国土交通省は2014年1月30日、公共工事設計労務単価を改定しました。過去最大の増額となった2013年度単価に比べ、全国平均で7.1%上昇となり、2012年度との比較では、23.2%の上昇となります。50職種の単価は平均で1万6190円。金額ベースでは、2000年度単価（1万6263円）の水準に近づいたといえます。

これまでの実勢価格による調査方式を改め、15年以上も下落し続けた賃金を政策的に引き上げたことに大きな意義があります。

同時に、国交省は、設計労務単価に本人負担分の法定福利費相当額が含まれていることを明確にし、事業主負担分の法定福利費も、適切に予定価格に反映されるよう措置したことで、技能労働者への法定福利費相当額を適切に含んだ額での賃金支払いと、労働者を社会保険等に加入させるよう求めています。

国も業界も「待遇改善が必要」と認識

今回の単価改定に合わせて国土交通省は、技能労働者の処遇改善や若年者の入職促進を図るため、

①技能労働者への適切な水準の賃金支払い
②社会保険などへの加入徹底
③若年入職者の積極的な確保
④ダンピング受注の排除
⑤消費税の適切な支払い

を建設業団体に要請しました。

地方自治体にも改定単価の早期適用を求めるとともに、民間発注者に対しても、労務費や資材費の高騰を踏まえた工事発注や契約変更を行うよう要請しました。

日本建設業連合会（日建連）の中村満義会長は、設計労務単価の引き上げを「誠に時宜にかなったもの」と歓迎。「技能労働者の処遇改善に取り組むとともに、重層下請構造の見直しなど抜本的な改善方策についても、真剣に取り組んでいく」ことを表明しました。

建設労働者、建築職人・親方の低賃金・低単価をはじめとした劣悪な労働環境が、技能労働者の建設産業からの流出を招き、若年労働者の入職を困難にし、現場での技能の継承を困難にしています。

若年入職者の確保につなげるためにも、技能労働者の「待遇改善が必要」なのは、いまや、行政も業界団体も一致した認識です。

実際に貰うべき賃金を計算しよう！

職人

○あなたはいくら貰える？（法定福利費自己負担含む）

賃金個人計算表

例1 **社会保険**（協会けんぽ）**＋厚生年金加入**　の場合
1日の賃金18,000円＋**1,800円（賃上げ）＝19,800円**
19,800円＋**2,970円（法定福利費自己負担分15%）＝22,770円**

例2 **建設国保＋国民年金**　の場合
1日の賃金18,000円＋**1,800円（賃上げ）＝19,800円**
19,800円＋**1,590円（建設国保）＋716円（国民年金）＝22,106円**

※建設国保保険料（33,400円）と国民年金（15,040円）を月の所定労働日数を仮に21日として日割り計算

一人親方

○「経費」もしっかり計算しよう

実態に応じて自ら経費を計算して把握、請求することが重要です。

道具損料、車両償却費、燃料、交通費、研修費、携帯電話など

日額換算 **2,400円**

一人親方労災
料率19／1000

日額換算 **380円**

現場からの運動で、「法定福利費」と賃上げを

国と業界をあげての技能労働者の賃金・待遇改善に向けた動きは、これまでの、全建総連の粘り強い運動の成果です。しかし、賃金調査や企業交渉の結果を見ても、賃金の上昇は僅かなもので、法定福利費も行き渡っていません。住宅企業や町場で働く仲間にまで波及していないのも実態です。

一方で、「法定福利費を請求したら一部だがもらえた」「社保加入と法定福利費を請求するよう言われた」などの例も増えています。

いまこそ、全建総連版「標準見積書」を活用して、働く者の権利である法定福利費を請求するとりくみと、現場から賃金引き上げを要求する運動が必要です。

全国の組合で、学習会や集会、地元業界団体や企業との懇談、自治体への要請などが広がっています。全建総連の運動で、若者が安心して入職できる建設業をめざしましょう。

事業の継続に関わる重大問題「社会保険未加入問題」とは？

■「3保険の加入義務付け」に対応できない民間・公共問わず中小企業が排除の危機

国交省は「方策2011」で社会保険未加入対策を強化し、未加入の事業所や労働者は、建設現場から排除し、強制的に社会保険に加入させる方針をまとめました。

そのためには、下請け企業まで「法定福利費」を行き渡らせることこそ必要です。

2017年までに3保険への加入が義務付け

加入対象
法人・個人
すべての事業所

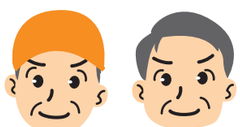

※労災保険の加入は大前提。
※健康保険・厚生年金は、法人事業所と5人以上雇用している個人事業所が対象

3保険に全て加入

3保険のいずれか未加入

雇用保険
一人でも雇用していれば、加入義務があります。31日以上の雇用見込み、また雇用したら労働者を加入させることが必要です

医療保険
●健康保険（協会けんぽ）
●健保適用除外を受けている建設国保
●5人未満の個人事業所は市町村国保・建設国保

年金保険
●厚生年金
●5人未満の個人事業所は国民年金

許可更新時に、保険担当部局（労働局・日本年金機構）に通報…加入指導…
公共工事現場から排除

すでに始まっている
建設業許可
2012年11月から加入書類を提出
経営審査
2012年7月から減点が拡大

本当に貰えるの？

現場で直接請求・要求！正当な「賃金」と「法定福利費」を受け取ろう！

明確に示して請求しよう！

2013年度の設計労務単価改定（単純平均15.1%増）時、国交省は、「上昇分約15%の内、10%分は賃金上昇分、5%分は法定福利費相当分」と説明しています。つまり上がった設計労務単価には、法定福利費の自己負担額全額が含まれているということです。改めて、設計労務単価の意義をつかみ、上昇した「賃金」自体を請求し、獲得していくことが極めて重要と言えます。

単価改定に関する国交省の説明

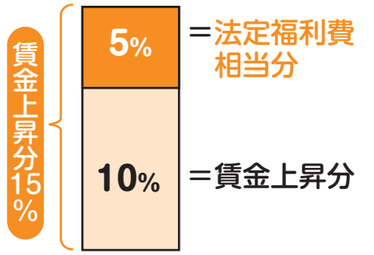

サクッワンポイント

常用・手間請で働く仲間も請求を

見積もりを作らず、人工精算している仲間も、引き上げられた単価に含まれる法定福利費の自己負担分を請求しましょう。これまでの単価に「法定福利費が含まれていた」というのは詭弁であり、正面から請求・要求しなければいくら「賃上げ」しても意味がありません。

国も大手ゼネコンも認めた正当な賃金と法定福利費自己負担分を、現場でしっかり要求・請求しましょう。

請求書例

例1 **請負**（出来高精算）の場合

御請求書

現場名　○○現場○○工事

工　種	単　価	請求額
○○○	○○円	○○円
○○○	○○円	○○円
○○○	○○円	○○円

※法定福利費　○○○○円を含む

請求合計額　○○○○円

※ 請負の場合、請求額には材料・諸経費を含んでいるため、労務賃金を割り出して法定福利費を計算します。

例2 **常用・手間請等**の場合

御請求書

現場名　○○現場○○工事
常用単価　1日8時間　○○○○円
※法定福利費単価　○○○○円を含む
日数　○○日×単価○○円
小　計　○○○○○円
※法定福利費　○○○○円を含む
現場経費　○○○○円
一人親方労災　○○○○円

請求合計額　○○○○○円

※単価は1日の所定労働時間を8時間としているため、時間外があった場合は割増が発生します。

例3 **個人事業所**の場合

適正な賃金額と**建設国保保険料**＋**国民年金**と**必要経費**を含んだ額での請求が欠かせません。
1ページの計算例も参考に、見積書・請求書を作成しましょう。

標準見積書の作り方は？

全建総連版「標準見積書」作成マニュアル

「法定福利費」を必ず明示！「感覚」ではなく「正確」な見積りを

ステップ1　書式を確認しよう！

組合員の多くは材・工共で直接工事費だけの見積書を作成しており、現場管理費や一般管理費に相当する部分を見積書に明記していないのが常態です。

見積もり時から適正な法定福利費を確保するには、自社・下請けを含めて労働者の賃金・社会保険の状況を「賃金台帳」によって把握し、直接工事費、現場管理費や一般管理費に含まれる賃金から法定福利費を正しく積算し、根拠を発注者に示すことが必要です。

元請企業として民間工事発注者に、また元請・上位企業に提出する標準見積書の構成と書式は、様式1による「見積書」と様式2による「見積内訳書」とし、下請企業にも同様の標準見積書の提出を依頼します。

例1 **見積書**（様式1）

御見積書

○○株式会社御中

見積日　年　月　日
見積番号

工事件名
工事場所
見積金額　円（税抜金額）

上記のうち法定福利費
事業所負担額　円

法定福利費は別枠で明示！

消費税等　円
税込金額　円
当該工期　自　年　月　日
至　年　月　日
支払条件
見積有効期限　年　月　日
その他

上記のとおり御見積申し上げます。

〒169-0000 東京都新宿区●●●●2-7-15
株式会社　●●●●建設
代表取締役　●●●●
連絡先　TEL03-9999-9999　FAX03-9999-0000
担当●●●●

例1 **見積内訳書**（様式2）

見積内訳書

工事件名

構成	工種等	金額（円）	備考
直接工事費	○○○○工	○○○○	
	○○○○工	○○○○	
	○○○○工	○○○○	
	○○○○工	○○○○	
	計	○○○○○	
間接工事費	共通仮設費	○○○○	
	現場管理費	○○○○	
	計	○○○○	
一般管理費等		○○○○	
	合計	○○○○○	うち法定福利費見込額○○円※
（消費税相当額）		○○○○	
	総計	○○○○○	

法定福利費は別枠で明示！

※社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の事業主負担見込額、健保適用除外となる者に係る建設国保保険料を事業主負担している場合はその見込額の合計額である。

ステップ2 法定福利費を知ろう！

①標準見積書に明示する法定福利費とは

標準見積書に法定福利費見込額を内訳として明示する対象範囲は、雇用保険、医療保険（健康保険、国民健康保険）、年金保険（厚生年金保険、国民年金）の、いずれも法律で事業主負担が定められている社会保険料です。

建設労働者が加入すべき社会保険等とは？

- ●株式会社など法人に勤めている労働者
- ●個人経営で常時使用する労働者が5人以上の事業所に勤めている労働者

雇用保険、協会けんぽ（または建設国保）、厚生年金保険

- ●個人経営で常時使用する労働者が5人未満の事業所に勤めている労働者

雇用保険、市町村国保か建設国保、国民年金

- ●一人親方

市町村国保か建設国保、国民年金

※健保適用除外承認を受けて、国民健康保険組合（建設国保）に加入している場合は、建設国保＋厚生年金の組み合わせが可能です。

支払うべき保険の種類

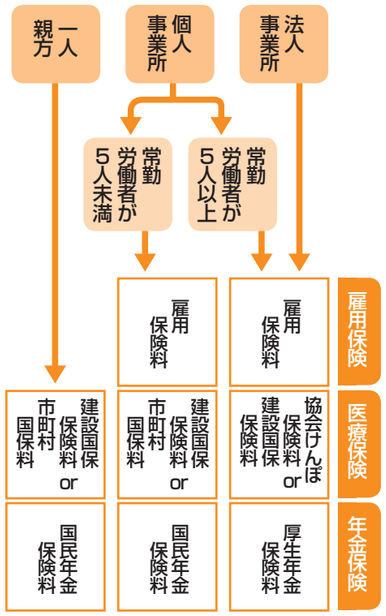

②法定福利費の算定対象者

現場に従事する技能労働者、作業員の他に、管理にあたる技術者、一般管理費に含まれる役員、事務職員などが、法定福利費見込額の算定対象となります。

算定対象者	例	管理費区分	
Ⓐ 現場労働者	各職技能工、普通作業員、軽作業員、運転手等	直接工事費	現場管理費
Ⓑ 現場従業員	現場代理人、監理技能者、主任技術者、事務員等	間接工事費	
Ⓒ 本店、支店等の従業員等	事務員、役員等	一般管理費	

ザックリワンポイント

公共工事設計労務単価は「必要経費」を含んだ額ではない！

国土交通省は「建設労働者が受取る賃金を基にしている公共工事設計労務単価を、**労働者の雇用に伴って必要となる経費（賃金以外）を含んだ金額**と誤解されており、必要経費分の値引きを強いられる結果、支払われる賃金が低く抑えられている」と指摘。「労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額」を設計労務単価の41%として2013年度から公表しています。

労働者の雇用に伴う必要な経費の内訳

- 100% **労務費（賃金）** 労働者が負担する保険料を含む
- 41% **その他の人件費** 必要経費
  - 23% **福利厚生費** 法定福利費、労務管理費等
  - 18% **現場作業における経費** 安全管理費、宿舎費、送迎費等

③法定福利費の算定方法

これまでは、現場管理費・一般管理費等（多くは工事高に対する一定率）の中に法定福利費が見込まれるとして（実際見込んで無くとも）、その内訳を明示して来ませんでした。

標準見積書の作成にあたっては、工種毎に積算する現場労働者、現場従業員等の所要人数・日数に法定福利費見込額の単価（円／人・日）を乗じて算定する積上げ方式とします。

工事費の総額や工事数量当たりの法定福利費を一定の統計データで割り出す方式については、専門工事業団体のいくつかで試みがされており、元請などの指示で、これらを準用する場合もあります。

●請負工事費見積作業全体の流れ

以下に図示した「請負工事費見積作業全体の流れ」と「法定福利費算定作業の流れ」の関係を理解したうえで次ページの手順に沿って作成します。

○現場労働者、現場管理者（従業員）の法定福利費は「現場管理費」に含めます

○会社従業員（事務員等）の法定福利費は「一般管理費」に含めます

※会社の利益は「一般管理費」に含まれることを明確に。
利益は賃金からの“ピンハネ”ではありません

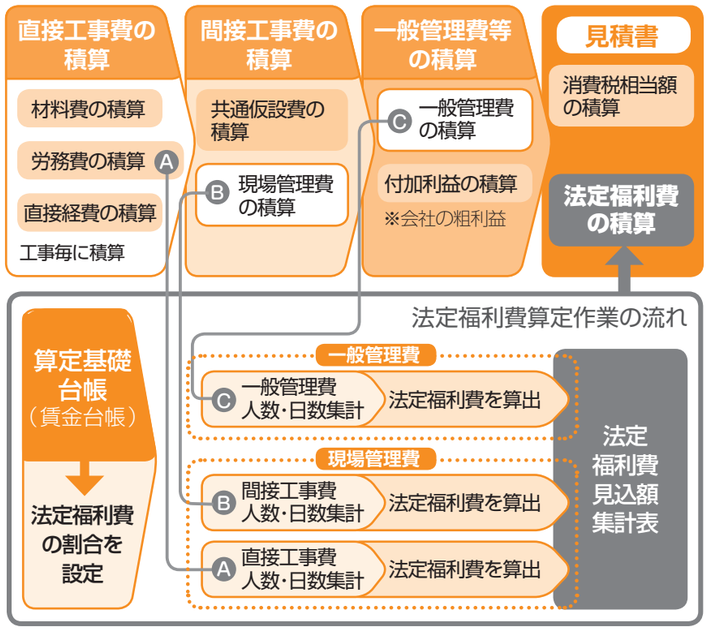

それぞれの工数・労務費を集計し、算定基礎台帳（賃金台帳）に基づく法定福利費の割合から法定福利費見込み額を集計します。

参考 公共建築工事積算基準（平成19年版）

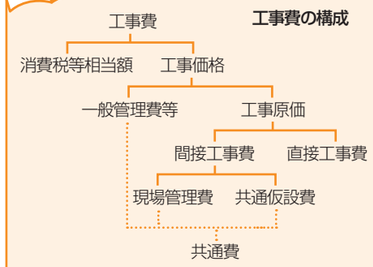

共通費には、労働者の雇用に伴う必要経費が含まれる。

共通仮設費

準備費、仮設建物費、工事施設費、環境安全費、動力用水光熱費、屋外整理清掃費、機械器具費

現場管理費 ※現場労働者の労災・雇用、健保、年金など、建退共もここ

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、施工図等作成費、退職金、**法定福利費**、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費

一般管理費等

役員報酬、従業員給料手当、退職金、**法定福利費**、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、開発償却費、租税公課、保険料、契約保証費、雑費

ステップ3 作成しよう！

①賃金台帳をつくろう

●「現場の実態」と「社会保険料」を把握しよう

組合員の事業所は、小零細も多く、使用する職人・職員の法定福利費を個人レベルで把握することは比較的容易と思われます。賃金台帳を基に、法定福利費事業所負担の見込み額を集計し、その結果を根拠として、賃金に対する法定福利費の一定の比率を割り出し、積算に用います。

全建総連ではパソコンソフトを使った集計表も準備しています！

■ 法定福利費の算定基礎台帳（賃金台帳）

区分・適用	賃金（8h）	雇用保険		医療保険		年金保険		法定福利費事業所負担の合計	負担割合%
		本人負担	事業所負担	本人負担	事業所負担	本人負担	事業所負担		
直接工事費									
Aさん	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○
Bさん	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○
間接工事費									
Cさん	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○
一般管理費									
Dさん	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○
計	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○

※例えば、社員や常勤の職人については前月実績の賃金や法定福利費を当てる。
外注から法定福利費を明示した見積を得ていない場合は、設計労務単価などを参考に

まず、社会保険料の把握から

国交省は、社保加入している労働者の法定福利費は15％でも良いとしており、日建連も「作業員が100％社会保険に加入した場合の下請の個人負担分も含めた社会保険料に係る法定福利費の全額」を支払うことを基本としています。

正確さを求めるというより、事業所で働く人の実態と社会保険料をまず把握することが大事です。

②法定福利費見込額の算定単価を設定しよう

●雇用保険＋協会けんぽ＋厚生年金加入の例

労務費×（雇用保険料率＋健康保険料率※1＋年金保険率※2）
＝法定福利費

■ 保険料率（東京都の場合）

	雇用保険	健康保険	厚生年金	合　計
事業主負担分	1.05%	5.845%※1	8.710%※2	15.605%
労働者負担分	0.60%	5.845%	8.560%	15.005%

保険料は2014年3月現在

※1 健康保険料は介護保険料を含む
※2 厚生年金事業主負担には児童手当拠出金を含む

●健康保険の適用除外承認を受けている場合

事業主が「社会保険」と同様の扱いで「建設国保」保険料の半額、あるいは一部を負担している場合、建設国保保険料を計算し、法定福利費の割合を計算します。

●賃金に対する法定福利費の割合を計算し、積算に用います

③法定福利見込額集計表の作成

法定福利費見込額の算定対象者別の雇用保険・医療保険・年金保険の見込額を集計表にまとめます。見積書に記載した法定福利費の明細となります。

再下請がある場合は、下位の業者にも協力を求めます。

●法定福利費見込額集計表

構　成	労働保険	社会保険		法定福利費見込額	備　考
	雇用保険	医療保険	年金保険		
現場管理費	○○○	○○○	○○○	○○○	
一般管理費等	○○○	○○○	○○○	○○○	
計	○○○	○○○	○○○	○○○	

再下請がある場合

構成	労働保険			社会保険						法定福利費見込額			
	雇用保険			医療保険			年金保険						
	当社	外注	計	当社	外注	計	当社	外注	計	当社分	外注分	計	備考
現場管理費	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	
一般管理費等	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	
計	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	

参考 設計労務単価に含まれるもの
単価の構成

○**基本給相当額**
○**基準内手当**（通常作業における手当）

8時間当たり

○**臨時の給与**（賞与等）
○**実物給与**（食事の支給など）

所定労働日数1日当たり

参考 社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲

区　分	対象とするもの	対象としないもの
基本的な考え方	名称に関わらず、労働の対価の賃金として支払っているもの	恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの
賃金等	①基本給 月給、日給等 ②諸手当 家族手当、住宅手当、残業手当、通勤手当、資格手当、休業手当 等 ③賞与 賞与、期末手当、勤勉手当 等	①任意、恩恵的なもの 退職金（建退共等）、結婚祝金、災害見舞金 等 ③労働の対価でない手当等 解雇予告手当、旅費、出張日当 等
現　物	①通勤定期券（現物で支払っている場合）	①福利厚生的なもの 住宅貸与、資金貸与、健康診断 等 ②業務費的なもの 作業衣の貸与、保護具等 等 ④その他 教育訓練費、募集・求人費

ザックリワンポイント

見積りの「根拠」を共有できる標準見積書

仲間の多くは材・工共の見積書や、直接工事費だけの見積書を作成しています。見積り時から適正な法定福利費を確保するためには、直接工事費、現場管理費や一般管理費に含まれる賃金を正しく把握し、そこから法定福利費を積算し、その根拠を発注者に示せるよう、計算方法や書式を整備することが必要です。「賃金台帳」を積算根拠として法定福利費を算出する、標準見積書を広く活用しましょう。

実例が知りたい！

マンガで見る 標準見積書作成ガイド

「正当な賃金」も「法定福利費」も
しっかり請求しよう！

⑧

店舗改装工事見積書（材・工共）

(株)○○リフォーム

20坪（66㎡）
解体、天井、壁クロス、床ビニルタイル仕上げ、照明工事

	数量	単価	金額	摘要
解体工事	20坪	21,000	420,000	間仕切撤去・処分費含む
天井クロス	66㎡	2,080	137,280	品番 ＊＊＊
壁クロス	69㎡	1,980	136,620	品番 ＊＊＊
クロス下地	135㎡	200	27,000	パテ
壁見切材	32.8m	1,500	49,200	モールディング
カーテンレール	7.2m	2,180	15,696	アルミレール
ビニル床タイル	66㎡	6,380	421,080	品番 ＊＊＊
ソフト巾木	25.5m	910	23,205	塩ビ巾木
屋内配線	39.8m	460	18,308	
蛍光灯（埋込型）※取付費込	20個	39,600	792,000	照明器具 Hf蛍光管 32W形 40本
リレーSW	4個	2,000	8,000	回路変更工事費
諸経費			200,000	
小計（税抜）			2,248,389	
消費税（8%）			179,871	
見積合計（税込）			2,428,260	

※1　2017年までの加入が義務付けられ、公共工事から排除。建設業許可の条件にも

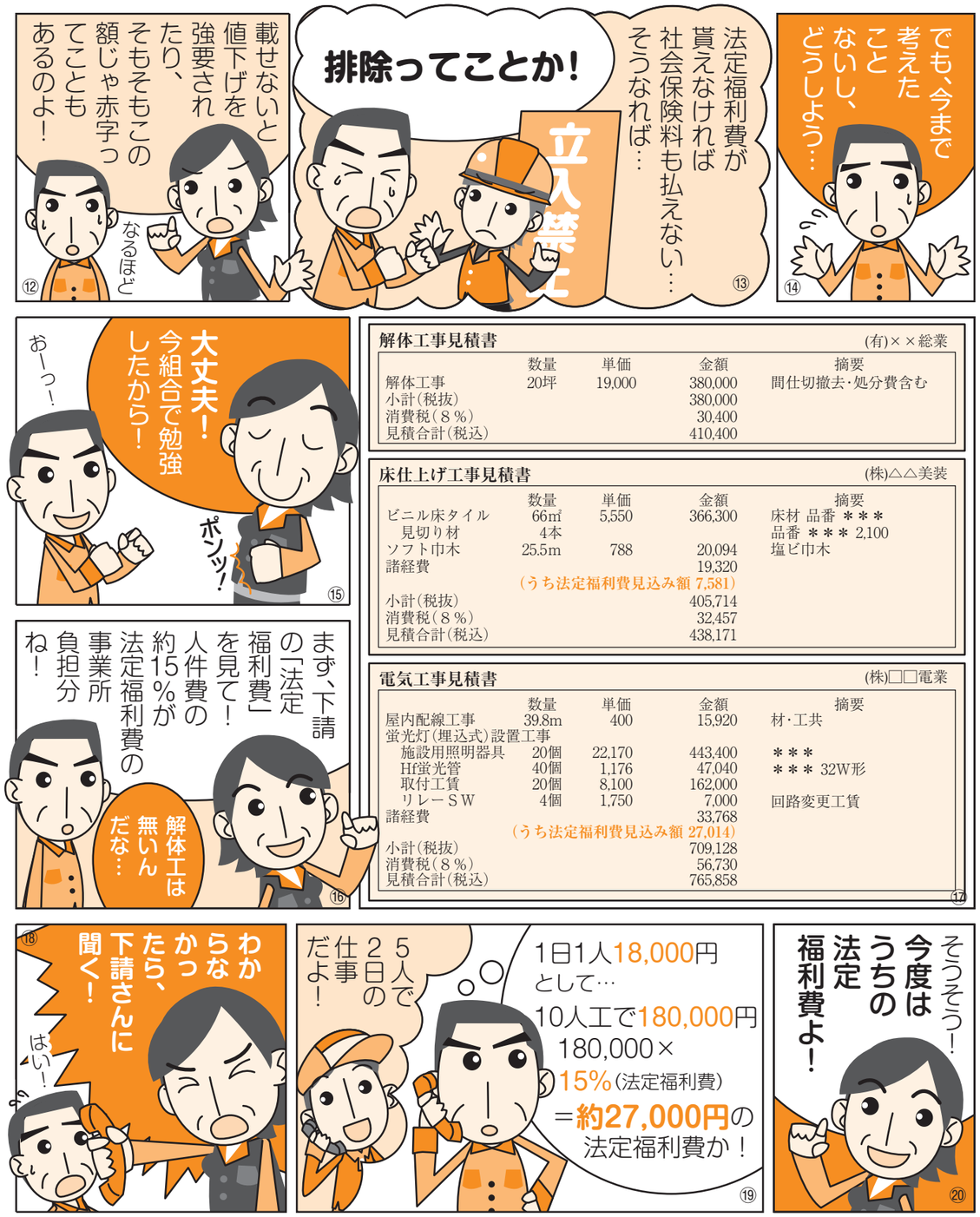

解体工事見積書　(有)××総業

	数量	単価	金額	摘要
解体工事	20坪	19,000	380,000	間仕切撤去・処分費含む
小計（税抜）			380,000	
消費税（8％）			30,400	
見積合計（税込）			410,400	

床仕上げ工事見積書　(株)△△美装

	数量	単価	金額	摘要
ビニル床タイル	66㎡	5,550	366,300	床材 品番 ＊＊＊
見切り材	4本			品番 ＊＊＊ 2,100
ソフト巾木	25.5m	788	20,094	塩ビ巾木
諸経費			19,320	
（うち法定福利費見込み額 7,581）				
小計（税抜）			405,714	
消費税（8％）			32,457	
見積合計（税込）			438,171	

電気工事見積書　(株)□□電業

	数量	単価	金額	摘要
屋内配線工事	39.8m	400	15,920	材・工共
蛍光灯（埋込式）設置工事				
施設用照明器具	20個	22,170	443,400	＊＊＊
Hf蛍光管	40個	1,176	47,040	＊＊＊ 32W形
取付工賃	20個	8,100	162,000	
リレーＳＷ	4個	1,750	7,000	回路変更工賃
諸経費			33,768	
（うち法定福利費見込み額 27,014）				
小計（税抜）			709,128	
消費税（8％）			56,730	
見積合計（税込）			765,858	

⑤

法定福利費の算定基礎台帳（賃金台帳）

区分・適用	賃金	雇用		医療		年金		法定福利費事業所負担の合計	負担割合%
	8時間	本人負担	事業所負担	本人負担	事業所負担	本人負担	事業所負担		
直接工事費									
Aさん	20,000	120	210	1,169	1,169	1,712	1,742	3,121	15.605%
Bさん	18,000	108	189	1,052	1,052	1,541	1,568	2,809	15.605%
平均	19,000	114	200	1,111	1,111	1,626	1,655	2,965	15.605%
間接工事費									
なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
一般管理費									
社長	24,000	0	0	1,403	1,403	2,054	2,090	3,493	14.56%
合計	62,000	228	399	3,624	3,624	5,307	5,400	9,423	15.20%

	雇用保険	健康保険※	厚生年金	合　計
事業主負担分	1.05%	5.845%	8.710%	15.605%
労働者負担分	0.60%	5.845%	8.560%	15.005%

※厚生年金事業主負担には児童手当拠出金を含む
保険料は東京都の2014年3月現在

⑥

	現場管理費	一般管理費
雇用保険	200×10人・日	
医療保険	1,111×10人・日	1,403×10人・日
年金保険	1,655×10人・日	2,090×10人・日

⑩

⑬

法定福利費見込額集計表

自社分

構　成	労働保険	社会保険		法定福利費見込み額
	雇用保険	医療保険	年金保険	
現場管理費	2,000	11,110	16,550	29,660
一般管理費	0	14,030	20,900	34,930
計	2,000	25,140	37,450	64,590

下請含む

構　成	労働保険			社会保険						法定福利費見込み額		
	雇用保険			医療保険			年金保険					
	当社	外注	計	当社	外注	計	当社	外注	計	当社	外注	計
現場管理費	2,000	4,144	6,144	11,110	23,071	34,181	16,550	34,380	50,930	29,660	61,595	91,255
一般管理費	0	0	0	14,030	0	14,030	20,900	0	20,900	34,930	0	34,930
計	2000	4,144	6,144	25,140	23,071	48,211	37,450	34,380	71,830	64,590	61,595	126,185

現場管理費分の法定福利費

自社分 …… **29,660円**

下請分 … 解体 **27,000円**

床 **7,581円**

電気 **27,014円**

一般管理費分の法定福利費

自社分 …… **34,930円**

合計 **126,185円** の法定福利費か！

店舗改装工事見積書（材・工共）

(株)〇〇リフォーム

20坪（66㎡）解体、天井、壁クロス、床ビニルタイル仕上げ、照明工事

	数量	単価	金額	摘要
解体工事	20坪	21,000	420,000	間仕切撤去・処分費含む
天井クロス	66㎡	2,080	137,280	品番 ＊＊＊
壁クロス	69㎡	1,980	136,620	品番 ＊＊＊
クロス下地	135㎡	200	27,000	パテ
壁見切材	32.8m	1,500	49,200	モールディング
カーテンレール	7.2m	2,180	15,696	アルミレール品番 ＊＊
ビニル床タイル	66㎡	6,380	421,080	品番 ＊＊
ソフト巾木	25.5m	910	23,205	塩ビ巾木
屋内配線	39.8m	460	18,308	
蛍光灯（埋込型）※取付費込	20個	39,600	792,000	照明器具 Hf蛍光管32W形 40本
リレーSW	4個	2,000	8,000	回路変更工事費
諸経費			264,590	法定福利費 126,185円 含む
小計（税抜）			2,312,979	
消費税（8%）			185,038	
見積合計（税込）			2,498,017	

補足とまとめ

①賃金台帳の作成

個人別に健康保険料や年金などの法定福利費を把握して、見積単価に反映できるようにする

直接工事以外の監督や役員、事務職員の賃金と法定福利費も把握する

②法定福利費見込み額の算定

実際の保険料率で計算してみる
工事の規模によっては、工種ごとに負担割合を算出して見積もりに反映する

健保適用除外事業所で建設国保料の一部を事業所が負担している場合は、その負担割合を計算する

③法定福利費見込み額集計表の作成

下請け業者にも協力を求めます

現場管理費に含む法定福利費＝
現場労働者、現場管理者の賃金 × 法定福利費の負担割合%

一般管理費に含む法定福利費＝
会社役員・事務員などの賃金配賦額 × 法定福利費の負担割合%

年間の請負（見込み）額に対する割合などで一般管理費に含まれる賃金額を決める

④標準見積書への記載

法定福利費の事業所負担（下請けを含む）の合計額を明示する

本来、必要な経費を仮設費、現場管理費、一般管理費として明示し、見積もり段階から確保する必要があります。しかし、この例では、売上高に比較して一般管理費が大きくなるため、「諸経費」としてまとめ、その中に法定福利費を明示しています。経費の一部を工事費のなかに含ませています。町場の見積もりでは、こうしたケースも多いかと思われます。

また、適切な法定福利費を確保するには、本来、単価や経費の見直しも必要になるはずですが、ここでは話を単純にするため、比較的高い単価や経費を見込んでいます。

注 材工一式の見積書から人工・適正な賃金を切り分ける事がかかせません

ケース1 町の工務店　職人（一人親方）4人使用

「経費は適正に受け取っている」といいますが、本来、事業所の従業員とすべき職人を「一人親方」とし、まだ社会保険を適用していません。

建設業許可の更新の際も社会保険への加入を指導されていますが、従来の見積もりでは法定福利費を捻出できません。

社長は見積依頼の電話に、長年の経験から材料費のほか、職人が何人・日必要かを判断して、概算額を即答。その後、工種ごとに見積もりを起こしますが結果にほとんど違いはありません。

職人一人当たりの法定福利費さえ把握できれば、適正な見積書の作成は可能なはずです。

施主に適正な「工賃」を示して

リフォーム工事の見積もり合わせでは、値引きも迫られ、職人の手間も厳しい場面も。施主がネットで仕切値をチェックするなど当たり前の時代です。

材料・工賃を分けた見積書を施主に示して、よい仕事をするために必要な賃金と法定福利費、経費に理解を求めることも必要です。

ケース2 住宅企業・ビルダーの下請工務店　職人3人使用

1棟75万で請けて2か月で5棟、月187.5万の売り上げ。経費40%を見込んでいるといいますが、職人に18000円×21日×3人＝113.4万円を支払い、残り74.1万円が経費、社長の給与、会社の利益でした。

しかし、社会保険適用をするためには事業主負担で約23万円（4人分）、従業員負担分にも12万円程（日額2000円）の賃金引き上げも考えると、経費は全く足りません。

ビルダーの指値で受注していましたが、1棟90万円程で受注しなければ採算が取れません。

〇従来の計算では…

【期間＝2ヵ月】
75万 ×5棟 ＝ 月187.5万円

187.5万円 － 人件費（職人3人）113.4万円

＝ **74.1万円**（経費＋社長給与＋会社利益）

〇社会保険を適用させるには…

【事業主負担】約23万円
＋
【従業員負担】約12万円
＝ 全体からのマイナス額 約35万円

74.1万円－35万円＝ **39.1万円**

全然足りない！

住宅企業との交渉が必要

住宅企業や建売り業者などの指値では、法定福利費どころか適正な賃金も経費も出ないのが現実です。

国交省の法令順守ガイドラインが「取引上の地位を不当に利用して」「通常必要と認められる原価に満たない金額」の契約を禁じていることも示して、交渉することが必要です。